

高知県福祉サービス第三者評価事業推進委員会設置要領

第1 目的

社会福祉施設等の提供する福祉サービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関（以下「第三者評価機関」という。）が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業（以下「第三者評価事業」という。）を推進するため、第三者評価機関の認証及び第三者評価基準の策定等に関する検討及び助言を行う高知県福祉サービス第三者評価事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

第2 業務

推進委員会は、以下の業務を行うものとする。

- (1) 第三者評価機関の認証に関すること。
- (2) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること。
- (3) その他第三者評価事業の推進に関すること。
- (4) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること。
- (5) 第三者評価結果の取扱いに関すること。
- (6) 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること。
- (7) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。

第3 推進委員会の構成

- 1 推進委員会の委員（以下「推進委員」という。）は、次の課の担当チーフをもって組織する。

| 部局等 | 課名 |
|-----------|------------|
| 子ども・福祉政策部 | 地域福祉政策課 |
| | 高齢者福祉課 |
| | 障害福祉課 |
| | 子ども・子育て支援課 |
| | 福祉指導課 |
| 教育委員会 | 幼保支援課 |

- 2 推進委員会は、第三者評価基準の策定等において必要があるときは、推進委員以外の関係者に対して出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

第4 推進委員会の運営

- 1 推進委員会に座長1名を置き、地域福祉政策課の担当チーフが座長となる。
- 2 座長は、必要に応じて推進委員を招集する。
- 3 推進委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。なお、推進委員は、代理の者を出席させることができる。
- 4 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 5 推進委員会の庶務は、地域福祉政策課において行う。
- 6 このほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、推進委員の意見を聴き、座長が別に定める。

附則

この要領は、平成17年3月8日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年3月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。